

第2回香南市農業委員会議事録（令和2年2月）

1. 開催日時 令和2年3月3日（火） 午後1時30分から午後3時33分

2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室

3. 出席委員（35人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（16人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、

4. 欠席委員

19番推進委員 高倉 享

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 8番近森一夫 9番柳本 章

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 農地あっせん申し出について

6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局次長 立仙 泰章
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第2回香南市農業委員会を開催致します。弥生3月桃の節句、西川花公園の桃や桜も一輪、また一輪と咲き出し、3月15日の開園を待っています。一方、田圃では乗用トラクターが音を響かせ始め、すでに夜須町では田植えの済

んだ水田が広がっています。春本番の季節となりました。ご出席ご苦労様です。

最初に本日の出席委員の報告をお願いします。

(開会 1 3 時 3 0 分)

事務局 本日の出席委員は 1 9 名です。香南市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、本日欠席の連絡がありましたのは 1 9 番推進委員です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。8 番近森委員、9 番柳本委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いします。
本日は現地案件がございますので、早速バスの方へ移動していただきたいと思
います。

(現地 1 3 時 3 2 分～ 1 4 時 2 0 分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
現地お疲れさまでした。さっそく議事に入りたいと思います。

(再開 1 4 時 2 0 分)

議長 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
農業委員会等に関する法律第 3 1 条により 1 1 番の案件について先に審議しま
す。1 7 番委員は退席をしてください。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 1 番の説明を致します。
申請地は野市町中ノ村字安田 1 1 1 番 1 外 1 筆。地目は田、面積は 3,163 m²で
す。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 1 1 番に
つきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 番農業委員さんお願いします。

1 番 ここについては譲受人の栽培しているハウスも近くにあり、一部遊休化してお
り譲受人は最適であり問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら 3 条 1 1 番採決に入ります。
3 条 1 件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。
会議を続けます。1 7 番委員に入室するよう言ってください。

- 議長 引き続き、残りの案件につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 受付番号7番の説明を致します。
申請地は野市町中ノ村字桑ノ本405番1。地目は田、面積1,595㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号7番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば17番農業委員さんお願いします。
- 17番 譲受人がずっと、この農地を作っておりましたので問題ありません。
- 事務局 続きまして、受付番号8番の説明を致します。
申請地は野市町中山田字西谷丸333番3。地目は田、面積は123㎡です。
これは空き家バンクを利用した移住者の案件です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号8番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば1番農業委員さんお願いします。
- 1番 非農地証明を出した残りの農地で、農地付き空き家バンクの売買であり問題ありません。
- 事務局 続きまして、受付番号9番の説明を致します。
申請地は野市町西野字へノ丸1089番4。地目は田、面積は372㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号9番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。
- 18番 問題ありません。
- 事務局 続きまして、受付番号10番の説明を致します。
申請地は香我美町下分字鳴子3337番。地目は田、面積は2,064㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号10番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。
- 8番 譲受人は、この農地の隣地であり適していると思いますので、問題ありません。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ないようでしたら採決に入ります。
3条4件、許可に賛成の方は挙手願います。

- 議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして受付番号1番の説明を致します。
申請地は、野市町西佐古字山端563番4、地目は田、面積は139㎡です。
位置図及び配置図は1ページ・2ページ、現況写真も1ページ・2ページをご覧ください。
申請地は、西佐古公民館から東へ約160mに位置し、位置図および現況写真共に1ページ上段の図で緑色で示した宅地を資材置場として使用するにあたってその進入口として申請地に通路を設置するものです。なお、水色で示した位置に現況のない青線が公図上存在しますが、この青線は用途廃止予定です。、申請者は南国市で電気工事、建築・土木工事等を行う会社の代表取締役であり、転用後は自身の会社が無償で使用貸借する予定です。
農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、「農地法施行令第4条第1項第2号ニ」および「農地法施行規則第36条」の「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体利用して同一の事業の目的に供するために行うものであって当該事業の目的を達成する上で当該農地に供することが必要であると認められる場合。ただし申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。
周囲の状況は、一体利用地全体でみて、北は香南市道を挟んで宅地、東は「申請者所有の田」と「同意のある田」および「申請者所有で非農地証明済みの田」、南東は宅地、南は「申請者所有で非農地証明済みの畑」、西は青線・赤線を挟み「同意のある畑」および「申請者所有で非農地証明済みの畑」です。
造成につきましては、北側の市道との高低差を解消するため、道路との接続部分を35cm嵩上げし、それ以外の部分については現況の高さの整地のみ行い、表面は土のまま使用します。
排水につきましては雨水のみですが、全て自然浸透の計画であり、その他に雑排水・汚水の発生はありません。
北の市道からの進入口については、高さをすり合わせるだけで工事や占用等は発生しないため、工事許可申請等は不要であることを香南市建設課と協議済みです。廃止予定の青線についても香南市建設課と香南市住宅管財課で払い下げ手続中である旨を確認済みです。
補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。
- 15番 この前現地を見てもらった所であり、問題ないと思います。
- 議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ないようでしたら採決に入ります。
4条1件、許可に同意される方は挙手願います。

- 議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。
- 議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 受付番号4番の説明を致します。
申請地は、野市町大谷字七反田919番6、地目は田、面積は137㎡です。
位置図、現況写真は共に3ページをご覧ください。
申請地は、平成29年9月13日に申請者が相続する以前の昭和51年3月5日より居住用宅地として使用されており現在に至っております。
補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。
- 15番 見たとおりで、問題ないと思います。
- 事務局 続きまして受付番号5番の説明を致します。
申請地は、野市町大谷字笥越395番1、地目は原野、面積は9.91㎡ですが、現況地目が畑として登録されております。
位置図、現況写真は共に4ページをご覧ください。
申請地の現況地目が農地として登録されている経緯は不明ですが、申請者が相続した昭和55年時点から現状と同様の、一部整地された道路および道路脇傾斜地であり、農地として利用できない状態です。
補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。
- 15番 現地確認をしまして、道路脇の傾斜地で残っており問題ないと思います。
- 事務局 続きまして受付番号6番の説明を致します。
申請地は、赤岡町字廿五代1350番3外2筆、地目は田、面積は合計で449㎡です。
位置図、現況写真は共に5ページをご覧ください。
申請地は昭和50年頃から宅地として使用しており、申請地のうち東側の1348番4については平成16年にドラッグストア店舗の一部として使用し現在に至っております。西側の2筆についても店舗と同時期に舗装し現在にいたっております。
補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。
- 12番 事務局の説明どうり問題ありません。
- 事務局 続きまして受付番号7番の説明を致します。
申請地は、現地確認いただいたところで、香我美町徳王子字螢2759番1外1筆、地目は畑、面積は合計で361㎡です。
位置図は6ページ、現況写真は6ページから8ページをご覧ください。
申請地のうち2759番1は、「平成10年頃まで耕作をしてきたが高齢のため耕作を中止し、その後2年程度で原野となり現在に至っている」という申請内容になっており、もう1筆の2759番8は、「昭和24年ごろ、東側に申請者の叔父が祖父母の墓地を、昭和42年に申請者の父が分家の墓地を作り、その後

平成24年に分家の墓をまとめた納骨堂に改修し現在に至っております。
補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 現地を見ていただいたと思いますが、墓地については問題ないと思いますが、もう1筆については非農地証明は適当ではないと思われます。

事務局 続きまして受付番号8番の説明を致します。
申請地は2件目の現地確認いただいた案件です。香我美町徳王子字玉葛2496番1外3筆、地目は畑と田、面積は合計で1,159㎡です。
位置図は7ページ、現況写真は9ページから11ページをご覧ください。
申請地は従前は みかん・水稻を栽培していましたが、隣地が山林であったため竹・杉・桧の生育により耕作に適さない農地となり、昭和60年より休耕し、自然に竹・雑木が生え山林となって現在に至っております。
ただし、現況写真9ページと10ページの写真は先月18日に撮影したものであり、申請地のうち離れた北側に位置する2496番1は先ほどの現地確認でもご覧いただいたとおり、現況写真11ページのように先日大部分が伐採されております。切株も残っているため現状で農地になるかの判断になるかと思います。
補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 2496番1以外は問題ないと思いますが、2496番1も現認時には山林状態であったが、今は見てもらったようになっています。ご判断をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。

14番 7番ですけれど、平成10年頃まで耕作をしていたということで20数年耕作していない状態で、あのようにきれいな状態であるものなのか疑問に思うところですけど、2年ほどで原野になって今に至っていると、どう見ても原野ではないような気がします。参考事項の部分について説明を。

事務局 参考事項については申請の欄の内容を記載しております。

6番 以前は確かに草が生えていた状態でもあった、その時から見るときれいになっている。鉄塔のところは、そこを管理している方がついでにきれいにしてくれたようである。そういった状況であります。見ていただいたように、ここは認められるような状態ではないと思ったところです。

1番 2筆に分筆されて出てきておるので、全体で審議をするので事務局にその話をしてあるかと聞いたら、それはしてありますという事だったので一つの申請で審議していかないとけない。出し直してもらう形になる。

事務局 今回2筆で出ているので、あくまでも今回は2筆での審議になります。墓地の方は非農地として認められるそうということであれば、今回は不許可になるが、次回以降に墓地部分のみで申請していただくことになりますので、そこも含めてご判断いただけたらと思います。

議長 それでは、非農地証明受付番号4番、5番、6番について採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 それでは先に採決に入ります。非農地証明3件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、7番、8番につきまして、7番は2筆一緒に出てきております。8番も4筆が一緒に出てきております。

事務局 まず7番ですが、先程からご審議のあったとおり現地が墓地である方については問題ないというお話だと思います。もう1筆については非農地としては認められないということです。申請は2筆で1件になっていますので、どちらかが認められなければ不許可という判断をしていただけたらと思います。

議長 それでは受付番号7番について事務局から説明がありました。採決を取ってためであれば、出し直しという事になります。

1 1 番 保留にして、次に墓地だけ出し直してもらおうということで、どうでしょうか。
（異議なしの声）

事務局 保留という形でなく、今回は不許可で墓地部分だけで改めて申請してもらおうという事になります。

議長 今の説明でご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議長 それでは採決に入ります。受付番号7番、不許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、不許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、8番ですが4筆一緒に出てきております。再度事務局より説明願います。

事務局 8番につきましては、全部で4筆ありますが、現地で見ていただいたとおり1筆について木を伐採しております。8番についても同じようにご審議していただきたいと思います。

7 番 2か所になっていて、1か所は木を切っていましたが、前にもそういう事例はありましたけど、現地の写真も撮っているし、許可前に知らずに切ったかもしれないし、こういう事例もあろうかと思います。いろいろご意見もあるかと思いますが、許可してはどうかと思います。

1 2 番 木は早く切ったかもしれないが、こういった所に非農地がだめなのでと言って

も活用できる土地ではない。木を切ってしまったのは事実であるが、周りにも影響はないと思う。

1 1 番 前にも言ったが、申請前に工事をして、業者は知っているはず、始末書案件として扱うのはおかしいのでは。

6 番 申請時は10ページの写真の状態で申請後に今のようになっている。

1 1 番 申請後に手を加えているが、許可がおりるかどうかわからない段階でやっている。

6 番 やっている時に注意はした。

1 1 番 出るたびに、こういったことで始末書案件とするのはどうか。

7 番 申請が受理されて現地の確認も済んだので、よいと思って木を切ったのかもしれない。そこまで知らないかも、申請も出さずに木を切って、後から申請を出すのとは違うので、考慮してもよいと思う。

1 1 番 申請を出したら、事務局は通るまで何かしたらいけないことの徹底を。

事務局 申請を受け付けた時には事務局より会にかけ通れば後日証明を出すことは伝えている。

1 1 番 工事して木を切ったから、非農地がではなく、申請が通るか通らないかわからない内に工事を始めているという行為が如何なものかなと。

議長 委員の言うように、事務局は指導をしていかないといけない。

1 1 番 許可をみこして先にやられたら、何のための申請かわからない。

6 番 絡んでいる会社の担当の方も回ってきていました。こんなことはしないでください、委員会が開催されて決まった後に手順をふんでくださいと言ってあります。

議長 他にありませんか

1 5 番 近所の農地に迷惑になるかどうかという事も非農地の判断に考慮しないといけない。

6 番 別に売却したいという土地でも、非農地にならないかという事で出かけていたが、年数も経ってないということで無理であると、切った木を置いてあるのも、農地に置いてはいけないと、一時転用の申請がいることも伝えてあります。

8 番 他にも出てくる可能性があり、許可がおりてから、やってもらわないと、後々にも同じことの繰り返しになる恐れがある。

1 3 番 事務局は説明はしたという事が1点、前から非農地については、随分話をしてくております。この前もあって、今回のも非農地としてだけ見るなら問題はない。ただ、その後の部分がでてくるとしたら非農地として出すべきではないというのが正論では。既に承認も得ずに工事を始めている。非農地としてはどうか。現状で言えば非農地である。ただ、その後に何かあるなら非農地として見るべきではないのでは。

3 番 採決をするにしても、問題がある事は主張してからの採決にしなければいけないのでは。

1 2 番 言った事を守ってないのは問題があるのでは。許可するなら始末書か何かを提出してもらおうようにしなくてはいけないのでは。

事務局 非農地証明の時に始末書の提出を条件に証明するという事はしていない。今も出ているように許可前にやっている事は適切でないので、仮に許可が出たとしても、審査とは別に一筆書いてもらい提出してもらうのも指導の一つという事で取れるとは思いますが。申請者代理の方にも伝え指導はしております。直接の指導もしております。一筆書いた書類を提出させるのは、できる対応ではあると思います。

議長 これからも、こういった事はあると思います。担当地区の推進委員も農業委員と一緒に指導していってください。現場活動の中で担当地区でも目を配ってください。
この件について、いろいろ意見もでておりますが、採決を取りたいと思います。

事務局 始末書等の提出をもって許可という事ではなく、許可になったとしても相手方に伝え、今後同じようなことがあっても困るので、一筆書いて提出してもらうことで指導するという形になります。

2 番 こういうケースは過去にもありますが、現地は非農地であるが、こういった事で不許可の理由とすることが出来ますか。

事務局 非農地証明は20年以上前から農地でなくなって、現況も農地でないものに対して出す許可です。
今回の場合、木もあり、切株も結構あり山林の状態、木を切ったことにより、土地の現況が農地となりますか、となった時に、そうではないという判断です。切株も目立たず、少したたいたら農地に戻るような土地なら別の判断にもなるとは思います。かと言って勝手に何をやってもいい訳ではないですが、あくまで農地かどうかという事です。

1 2 番 今後こういう問題が出る可能性はあるので、今後こういう事は絶対しませんという事を文書にしてもらうという事にしないと。

事務局 審査の条件ではなく、それとは別に今後こんな事が無いようにするという指導

と一筆文書を書いてもらう。こういう事があっては困るという事で提出してもらい指導する。

議長 それでは採決にはいります。非農地証明受付番号 8 番 1 件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 賛成多数により、許可に同意ということに決定いたします。

議長 続きまして、議案第 4 号農地法第 18 条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 9 番の説明を致します。
申請地は吉川町古川字横屋敷 1 2 6 0 番 1、地目は田、面積 3 9 0 m²。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合での解約で隣地の方への贈与を予定しているとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第 18 条の規定による合意解約について 1 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、おはかりいたします。議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定 3 5 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 2 件ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について①農地のあっせん申し出について貸し付け 1 件、売り渡し 2 件事務局より説明願います。

事務局 後に置いてあります。地元の農業委員、推進委員さんには別途渡しておりますが、何か情報がありましたら事務局までお願いします。

- 議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。
- 5 番 岸本の案件、貸付条件に 10 年とありますが、売渡しでなく貸付けでも良いという事ですか。
隣接の方で一部作って、あとは草刈りで管理ならやってくれそうな人はいるが。
- 事務局 売渡し希望という事で聞いておりますが、借りてもいいという方がおれば、その情報もいただいたら地権者にも連絡してみます。
- 議長 他にございませんか。
ここでお諮りします。日程になかったですが、その他の件②として、令和元年度農地パトロール利用状況調査最終報告について議題にあげたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
それでは事務局より報告願います。
- 事務局 令和元年度のパトロール最終結果がでましたのでご覧ください。
1 号、2 号遊休農地は若干減っております。山林原野については大幅に増えております。解消については前年並みです。
- 議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。
- 議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。
ないようでしたら、以上で第 2 回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。
なお、次回の農業委員会は、4 月 2 日(木)午後 1 時 30 分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

(閉会 15 時 33 分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長